年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	っせん	等0)概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和34年3月26日から38年5月1日まで オンライン記録によると、私が昭和34年3月26日から38年5月1日ま で勤務したA社に係る脱退手当金を受け取ったことになっているが、受け取 っていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人が申立期間後に勤務した事業所に係る被保険者期間(8か月)についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が脱退手当金の受給を請求したとすれば、直近の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格 喪失日から約3年11か月後の昭和42年4月17日に支給決定されたこととなっている上、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立 人が記載されているページ及びその前後各3ページに記載されている脱退手 当金の支給要件を満たす同僚女性のうち、申立人と同時期の昭和37年から39 年までの期間に資格喪失している者18人(申立人を含む。)の脱退手当金の支 給状況を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できるのは3人のみで、 連絡先が把握できた他の同僚3人は、「当時、退職時に会社から脱退手当金の 説明は無かった。」旨の供述をしていることなどから、事業主が申立人の委任 を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、オンライン記録も平成15年8月28日まで氏名変更処理がなされていないことから、

申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和40年9月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

加えて、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、 既に国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱退 手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

広島国民年金 事案 1195

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: ① 昭和59年4月から60年3月まで

② 昭和60年4月から同年6月まで

私は、昭和61年4月の婚姻を契機に、A市役所で国民年金の保険料を2年間遡って納付できると説明を受け、夫と一緒に加入手続を行い、同年5月頃に夫婦二人の59年4月から61年3月までの2年分の保険料約30万円をA市役所の窓口で納付した。

しかし、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できないので記録 を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年4月か5月頃に国民年金の被保険者資格を取得し、同年5月頃に申立期間を含む2年分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の保有する国民年金手帳に記載されている記号番号はB市において払い出される記号番号であり、B市の保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、同払出簿に記載の申立人の前後の任意加入者等の資格取得日から当該記号番号は62年7月か8月頃にB市で払い出され、あわせて資格取得年月日を60年4月1日としたものと推測される。このため申立期間①は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人に係るオンライン記録により、申立人の昭和60年7月から62年3月までの期間の21月分の保険料が、同年9月2日に過年度納付されていることが確認できるところ、当該納付日の時点では、申立期間②は、時効により制度上、保険料を納付することができない期間であることを踏まえると、申立人が納付したとする保険料は、60年7月から62年3月までの期間に係るものであったと考えるのが自然である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の調査及びオンラインシステムによる 氏名検索によっても、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払 い出された形跡は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1196

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和59年4月から62年3月まで

私は、昭和61年4月の婚姻を契機に、A市役所において国民年金保険料を2年間遡って納付できるとの説明を受け、同年5月頃に私と妻の59年4月から61年3月までの2年分の保険料約30万円を遡ってA市役所の窓口で納付し、B市に転居するまでの同年4月から62年3月までの保険料は妻が夫婦二人分を毎月近くの郵便局で納付していた。

当時、無職だった妻の昭和60年7月から62年3月までの国民年金保険料が納付済みと記録されているにもかかわらず、収入のあった私の保険料の納付記録が無いことは極めて不自然である。

申立期間以降の保険料納付記録のとおり、夫婦ともに今日まで滞納は一切 していないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月か 5 月頃にA市役所で国民年金の被保険者資格を取得し、同年 5 月頃に 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の夫婦の 2 年分の保険料約 30 万円をA市役所の窓口で遡って納付したとしているが、申立人の保有する国民年金手帳に記載されている記号番号はB市において払い出される記号番号であり、B市の保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、同払出簿に記載の申立人の前後の任意加入者等の資格取得日から当該記号番号は平成元年 6 月頃に払い出されたものと推測され、この時期に加入手続を行い、申立人の厚生年金保険の資格喪失日である平成元年 2 月 21 日を強制加入の資格取得日としたものと推測される。このため、申立期間は未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、夫婦二人の昭和59年4月から61年3月までの2年分の保

険料を同年5月頃にA市役所の窓口で納付し、同年4月から62年3月までは、 申立人の妻が、夫婦二人分の保険料を毎月近くの郵便局で納付していたと主張 しているが、納付記録のある申立人の妻の60年7月から62年3月までの期間 の国民年金保険料は同年9月2日にB市において一括納付されていることが 確認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の調査及びオンラインシステムによる 氏名検索によっても、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出され た形跡は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1197

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和50年4月から51年12月まで

昭和50年11月に結婚後3か月ぐらいして、自宅を訪れた社会保険事務所 (当時)の職員と思われる男性から、「今なら昔の金額の保険料で、遡って 納付できる。」と説明を受け、7万円から8万円を支払った。その後、最初 は保険料を集金で、その後は口座振替で納付した。

申立期間の保険料を全て納付したはずなのに、年金事務所の記録では、保 険料が未納とされている期間があるのは納得できないので、記録を訂正して ほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年11月に結婚後3か月ぐらいして、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、54年3月から同年4月頃に払い出されたものと推認される。

このため、国民年金手帳記号番号の払い出された時期から、この時期に加入 手続きを行ったものと推認できることから、制度上、申立期間の保険料は時効 により納付することはできない。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳により、納付記録のある昭和 52 年1月から 53 年3月までの保険料を 54 年4月 24 日に過年度納付していることが確認できるとともに、日付は明確ではないが昭和 53 年度分の保険料が現年度納付されていることが確認できる。この 53 年度の保険料を現年度納付できるのは 54 年4月末までであることから、52 年1月から 53 年3月までの保険料を過年度納付した 54 年4月頃に 53 年度分の保険料も併せて納付されたと考

えるのが自然である。

なお、申立人が支払った昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月までの期間と昭和 53 年度分の保険料の合計金額は 6 万 3,360 円であり、申立人が記憶する金額とおおむね一致する。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の調査及びオンラインシステムによる 氏名検索によっても、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出され た形跡は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2074 (事案 189 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月頃から35年3月頃まで

平成19年12月に、社会保険事務所(当時)にA社に係る厚生年金保険の年金記録確認の申立てを行ったが、20年8月に年金記録確認第三者委員会から、年金記録の訂正を認めることはできないとする通知があった。

このため、自分の記憶を整理し、新たな関連資料は無いが、前回とは申立期間が一部異なること、会社名がB社かも知れないこと、及び当時の同僚の姓を思い出したことから、社会保険料を控除されていたのは間違い無いと思うので、再調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立てについて、申立ての事業所に勤務していたことは、事業所内の事故による昭和34年5月19日交付の身体障害者手帳の発行に係る関係資料により確認できるものの、i)申立人が申立期間に厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無いこと、ii)申立ての事業所は、社会保険事務所の記録から厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できるとともに法人登記(閉鎖登記)も見当たらないこと、iii)申立人は事業主や同僚等8名のうち3名は亡くなっているとしており、姓名が分かる2名について調査したが、1名は該当する記録が無く、他の1名も特定できないため、保険料控除等に係る供述が得られないことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年8月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てを受け、改めて、前回申立ての事業所名と今回申立ての事業所名で過去の適用事業所を検索したが、C県において当該の名称では厚生年金保

険の適用事業所の記録は無い。

また、事業主(D)の氏名、生年月日により厚生年金保険の記録の有無を確認したが厚生年金保険の記録は無く、国民年金の加入記録が6か月ほど確認できる。

さらに、申立人が姓のみ記憶していた同僚については、独立自営をしているという情報から特定し照会したところ、申立ての事業所に係る厚生年金保険の記録は無く、これについて当該同僚は「当時の申立ての事業所には社会保険は無かったし、保険料を控除されていた記憶も無い。」と供述している。

加えて、C法務局が保管する商業登記簿においても、株式会社又は有限会社で設立され、A社又B社を商号とする商業法人は確認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、今回の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることは できない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和33年1月21日から36年6月4日まで

64 歳の時に社会保険事務所(当時)で脱退手当金について説明を受けたが、よく分からなかったのでそのままにしていた。今回、脱退手当金の確認を促すハガキが届いた。自分にはもらった記憶が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年8月17日に支給決定されている上、年金事務所は、申立人に係る脱退手当金支給報告書を保存しており、同報告書では、申立事業所で払い出された厚生年金番号で脱退手当金が支払われていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立財間における事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページの前後5ページにおいて確認できる女性被保険者38人のうち、退職時において厚生年金保険の加入月数が24月以上の支給要件を満たしている女性(申立人を含む)の支給状況を確認したところ、申立人を含む17人に支給記録があり、そのうち15人は資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、当該支給記録が確認できる同僚から会社から説明があり会社が手続きをしてくれた旨の供述が得られたことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の他に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生 年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間 の厚生年金保険被保険者記号番号は申立人の脱退手当金支給決定時点では別 番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、不自然な請求であるとは言えない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月1日から35年5月1日まで

私がA社で勤務していた昭和32年7月1日から35年5月1日までの厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受けたかどうかの確認ハガキが来たが、受け取った記憶は無く、会社からの説明もなかったにもかかわらず、受け取ったことになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後7ページに記載されている女性のうち、脱退手当金の支給要件を満たしている者29人について、脱退手当金の支給状況を確認したところ、24人に資格喪失後約1か月から4か月後に脱退手当金が支給されていることが確認できる上、同僚の1人は、「年金としてそのままにしておくか、脱退手当金のどちらを選択するのか会社から説明を受け脱退手当金をもらった。」と供述していることなどから、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人について事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金支給を示す「脱支給済39-396」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和35年6月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生 年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間 の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は申立人の脱退手当金支給決定時点では別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、不自然な処理であるとは言えない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和20年12月1日から22年12月18日まで

② 昭和24年2月4日から27年7月15日まで

私は、2箇所の事業所で、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②の2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているということは考え難い。

また、申立期間①及び②の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保 険者資格喪失日から約4か月以内に支給決定されているなど、事務手続に不自 然さはうかがえない。

さらに、申立期間①及び②の前に脱退手当金が未請求となっている別の3事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間①及び②の被保険者期間とはそれぞれ別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことから、不自然な処理であるとは言えない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱 退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和35年2月8日から40年4月1日まで

② 昭和40年6月26日から45年12月3日まで

私が、昭和35年2月8日から40年4月1日まで勤務したA社及び40年6月26日から45年12月3日まで勤務したB社での厚生年金被保険者期間について脱退手当金を受け取ったことになっているが、私は脱退手当金を受給した覚えは無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る脱退手当金の請求書類として社会保険事務所(当時)が保管していた脱退手当金裁定請求書を見ると、請求者の住所欄に申立事業所が当時加入していたC厚生年金基金の住所が記載されているなど、申立事業所による代理請求が行われたことがうかがえる。

また、当該脱退手当金請求書には、申立人が脱退手当金支給に係る事業所を 退職した後の昭和46年2月12日付けの社会保険事務所の受付印が押され、同 請求書及び脱退手当金計算書には、同年5月26日付けで脱退手当金の支給決 定を示す小切手交付済印が押されているなど、社会保険事務所における裁定手 続が適正に行われていることが確認できる。

さらに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和46年5月26日に支給決定されているなど事務手続に不自然さはない。

加えて、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間①及び②の被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、不自然な処理であるとは言えない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当 金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ① 昭和35年10月1日から36年4月1日まで

② 昭和36年10月1日から37年3月1日まで

私が、A社B出張所に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に係る標準報酬月額が直前の期間よりも低く記録されている。申立期間の前後で、仕事内容に変更は無く、当時の給与体系では毎年、定期昇給もあり、給与のベースダウンは考えられないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立事業所に勤務していた複数の同僚は、自身の年金事務所の記録について、「正しく記録されている。」旨の供述をしているほか、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の標準報酬月額は、昭和35年5月から同年9月までが2万8,000円、同年10月から36年3月までが2万6,000円、同年4月から同年9月までが3万6,000円及び同年10月から37年2月までが3万円となっており、これは、オンライン記録と一致している上、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

また、申立人は、申立事業所では毎年定期昇給があったとしているが、申立期間において、同社の被保険者名簿に名前がある者 26 人(申立人を含む。)のオンライン記録を見ると、標準報酬月額が下がっている者は申立人を含めて 15 人おり、申立人の主張とは異なる。

さらに、同僚の供述から、申立人と同じ仕事内容であったと思われる2人のオンライン記録を見ると、申立人と同様、昭和35年10月の定時決定において1等級、36年10月の定時決定において2等級下がっていることが確認できる。

加えて、申立事業所は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 平成15年8月から16年2月まで

私が平成15年8月から16年3月まで勤務していたA社では、基本給に加算して契約1件を取るごとに10万円の歩合給制となっていた。私は、平成15年8月から16年2月まで、毎月契約を取っていたので、給与の総支給額は25万円であったにもかかわらず、ねんきん定期便の標準報酬月額は15万円と記録されており、当該額は基本給しか反映していないので、正当な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額(15 万円)が、当時の給与支給額(25 万円)よりも低いと申し立てている。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する 法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行 われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申 立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、こ れらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立 事業所から提出された申立人に係る平成15年8月分から16年2月分までの賃 金台帳により、申立期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生 年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致する15万円で あることが確認できる。

また、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたと認めることはできない。